



労基署便り 令和4年度 No.5

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～7月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	25	32	7	248 (1)	259 (2)	11(1)
食料品製造業	9	12	3	105 (1)	127	22(-1)
機械金属製造業	6	10	4	62	63	1
建設業 計	16	14	-2	161 (3)	182 (3)	21
土木工事業	5	7	2	60 (2)	54 (2)	-6
建築工事業	7	6	-1	77 (1)	90 (1)	13
その他の建設	4	1	-3	24	38	14
運輸交通業 計	8	6	-2	244 (1)	201 (2)	-43(1)
陸上貨物運送業	10	5	-5	221 (1)	179 (2)	-42(1)
商業	11	21	10	245 (1)	274	29(-1)
社会福祉施設	9	10	1	194	308	114
全産業	102	122	20	1529 (6)	1831 (8)	302(2)

※休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※()は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和4年1～7月において事故の型別の多いものから①転倒（29%）、②その他（新型コロナウイルス感染症を含む）（14%）③はさまれ、巻き込まれ（13%）、④墜落、転落（12%）、⑤動作の反動、無理な動作（11%）の順。

金属アーク溶接等作業の健康障害防止措置への対応はお済ですか？

【金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合のスケジュール】

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。								☆溶接ヒュームの濃度測定(4/1～) ☆換気風量の増加 その他必要な措置(4/1～) ☆再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～) ☆呼吸用保護具の選択・使用(4/1～) ☆フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務(4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1～)			

・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。
 ☆令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

金属アーク溶接等作業により生じる「溶接ヒューム」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあると判明したことから、特定化学物質障害予防規則等が改正され、改正政省令・告示が施行・適用されています。令和4年4月1日から適用されている事項もありますので、確実な対応をお願いします。

（金属アーク溶接等作業健康障害防止措置）



☆印のある項目については、屋外作業場において金属アーク溶接等作業を行う場合は除く。

「せんなん健康チャレンジウィーク2022」に参加しませんか？

今年度も、宮城県仙南保健所では、働く人の健康づくりの取組の一環として、大河原労働基準監督署と共催で「せんなん健康チャレンジウィーク2022」を9月1日から11月30日の間実施します。全国労働衛生週間、同準備期間の行事として取り組んでみませんか？3つのコースから1つ以上を選んでチャレンジしてください。なお、今年度の最終受付は10月31日までです。事業場、施設、団体単位での申込みとなります。チャレンジ期間終了後、実施報告を提出していただいた施設には保健所長及び監督署長のチャレンジ達成証が交付されます。詳細は、宮城県仙南保健所（成人・高齢班）（TEL：0224-53-3120）にお問い合わせください。

(せんなんチャレンジウィーク)

(歩数アップチャレンジ)

(1) 健康情報提供コース	
健康情報ポスター掲示	保健所で作成した減塩、歩数アップ、禁煙ポスターのうち1種類以上ダウンロードして事業所内（施設内）に掲示します
(2) からだチェックコース	*次の①～④のいずれか1つ以上をを実施する
①塩分チェックシート活用	従業員等に塩分チェックシートを配布し、塩分摂取傾向を自己チェックするように呼びかけます
②歩数チェックシート活用	従業員等に歩数チェックシートを配布し、スマートフォンや歩数計やみやぎウォーキングアプリで測定した1日の歩数を記録するように呼びかけます
③禁煙チャレンジシート活用	従業員等に禁煙チャレンジシートを配布し、禁煙にチャレンジする人を募集し、禁煙の動機づけを行います
④体重チェックシート活用	従業員等に体重チェックシートを配布し、毎日の体重を記録するように呼びかけます
(3) からだにやさしい環境づくりコース	*①～⑤のいずれか1つ以上を実施する
①受動喫煙防止対策推進	敷地内禁煙を終日実施します
②運動、健康機器設置	血圧計や体重計、バランスボール、ダンベル等を施設に設置して利用を呼びかけます
③ノー残業デー推進	定時退勤の日を設定し、健康づくりに取組みやすい雰囲気づくりを行います
④健康づくりイベント等実施	施設（団体）独自の健康づくりの取組等の実施を行います
⑤歩数アップチャレンジ参加 (NEW!)	宮城県で実施する「歩数アップチャレンジ事業」に参加し、事業への参加者募集やとりまとめを行います。（歩数アップチャレンジへの参加は別途申込が必要です）



歩数アップチャレンジの申込は

9月16日まで

令和4年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について

厚生労働省では、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、「『見える』安全活動コンクール」を開催します。ご応募いただいた事例は、安全プロジェクトホームページに掲載し、広く国民に紹介されます。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(見える安全活動コンクール)

募集期間：令和4年8月1日～令和4年9月30日



「自動車運転者長時間労働改善特別相談センター」の開設について

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るため「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を開設しました。荷主企業からの作業環境改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、希望に応じてオンライン相談や現地での訪問支援を無料で実施しますので、ご活用ください。月～金曜日の9時～17時（祝日・年末年始、12時～13時を除く）に、電話または下記のウェブサイトから問い合わせを受け付けます。（開設期間：R4.8.1～R5.3.31）

(特別相談センター)

ポータルサイト)

【電話】東日本 0120-763-420、西日本 0120-625-109

【ポータルサイト】 <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation/>



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。